

京都府最低賃金ポスターデザインコンテスト実施要綱

1. 募集デザイン

最低賃金の周知を目的としたポスターのイラスト部分

2. デザイン内に盛り込むべき内容

- ① 「京都府最低賃金」は「時間額 789 円」であること。
- ② その「効力発生年月日」は「平成 26 年 10 月 22 日」であること。

3. 応募方法

- ① 応募期間は、平成 26 年 9 月 22 日から 10 月 31 日までとする。
※官報掲載を応募日の始期とする。
- ② 応募作品は一人 1 点とし、40 cm×40 cm 以内の正方形のスペース内に、上記 2 のデザイン(イラスト)を表すること。また、作品は原本 1 部あるいはデータ（可能ならその両方）を送付すること。（画像データについては、原本と同じレイアウトのまま、PDF とし、USB にまとめて提出すること。）
- ③ 応募作品は京都労働局賃金室に提出すること（郵送可。ただし、応募期間内必着のこと。）。
- ④ 応募された作品は返却しないものとする。
- ⑤ 応募作品の使用に関する諸権利は京都労働局賃金室に帰するものとする。
ただし、製作者の作品集など、製作者自身の使用は可とする。

4. 選考方法

全応募作品の中から、京都労働局、京都地方最低賃金審議会及び京都府の関係者の投票により選考し、最も得票の多かった作品に最優秀賞を授与し、ポスターデザインとして採用する。また、最優秀賞以外の作品から、優秀賞及び特別賞を選考する。

なお、選考方法に係る詳細については、京都労働局が別途定めるものとする。

5. 表彰等

- ① 最優秀賞：京都労働局長名の賞状及び作成されたポスター(額入り)を授与する。また作成するポスターには、デザイン作者名及び学校名等を記載する。
- ② 優秀賞：京都地方最低賃金審議会长名の賞状を授与
- ③ 特別賞：京都府商工労働観光部長名の賞状を授与
- ④ 表彰式は、11 月末の定例記者会見後に京都労働局で行う。